

～ 国際研修 ～

第2回中国現地セミナー

国際協力部教官

横山 幸俊

1 はじめに

2009年5月5日、6日の2日間、中国現地セミナーが北京で実施された。

参加者の詳細については、後記2(4)のとおりである。

この場をお借りして関係各位に深く感謝申し上げたい。

2 本セミナー実施の背景・目的

(1) 本セミナー実施に至る経緯

中国政府からの要請にもとづき、2007年11月から3年間の予定で、中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが開始された。

これまでの本邦研修、現地セミナーは以下のとおりである。

2007年11月 本邦研修

民訴法改正の経緯、証拠、簡易手続、公益訴訟

2008年 3月 現地セミナー

証拠制度、簡易訴訟手続、上訴審・再審

2008年 5月 本邦研修

民事保全法、民事執行法の内容・立法経緯、保全・執行実務、仲裁法改正経緯、仲裁実務

2008年11月 本邦研修

民事調停、控訴、上告、再審、挙証責任

本セミナーは、その一環として行われたものである。

(2) 中国民事訴訟法について

現行の中国民事訴訟法は、1991年に制定されて、2007年に一部（再審、執行等）が改正されたところ、更に2013年までの改正が予定されている。

(3) 本セミナーの目的

本セミナーは、これまでの本邦研修、現地セミナーを踏まえ、中国側が更に関心を持

つ事項について、日本の民事訴訟法の専門家との討論により、日本と中国の民事訴訟法の異同を学ぶことによって、中国の民事訴訟法の改正に役立てることを目的とした。

(4) 参加者について

日本側参加者

- 1 三木浩一 慶應義塾大学大学院教授
- 2 山本和彦 一橋大学大学院教授
- 3 松下淳一 東京大学大学院教授
- 4 金 春 大東文化大学講師
- 5 山浦信幸 JICA中国事務所長
- 6 大久保晶光 同事務所職員
- 7 宋 雪 同事務所職員
- 8 久家健志 在中国日本大使館一等書記官（検察官出身）
- 9 長田雅之 在中国日本大使館二等書記官（裁判官出身）
- 10 住田尚之 JICA長期派遣専門家
- 11 横山幸俊 当職

中国側参加者

- 1 高志新 全人代常務委員会法制工作委员会弁公室 主任
- 2 姚 紅 全人代常務委員会法制工作委员会民法室 主任
- 3 王亜新 清華大学法学院教授
- 4 張衛平 同 上
- 5 湯維建 中国人民大学法学院教授
- 6 孫邦清 中国政法大学副教授
- 7 羅東川 最高人民法院研究室副主任
- 8 林文学 最高人民法院研究室審判員
- 9 劉小飛 同 上
- 10 賈東明 全人代常務委員会法制工作委员会民法室 副主任
- 11 扈紀華 同 上
- 12 何 山 同室副巡視員
- 13 陳佳林 同 上
- 14 杜 涛 同室処長
- 15 段京連 同室調研員
- 16 王瑞娣 同 上
- 17 李文閣 同 上
- 18 石 宏 同室副処長
- 19 郝作成 同 上

- 20 李 倩 同室幹部
- 21 庄曉泳 同 上
- 22 孫娜娜 同 上
- 23 水 森 同 上
- 24 許 燦 同 上
- 25 李 莉 同室調研員
- 26 王 宏 同 上
- 27 李 海 同委員夏期弁公室調研員
- 28 王誉文 同室幹部

3 本セミナー日程の方針

中国側の関心事項を踏まえ、日中相互の発表をもとに討論形式で行うこととした。

4 セミナー日程

(1) 5月5日午前

討論1 訴訟参加者に関する問題（共同訴訟，訴訟参加，選定当事者等）

中国側発表：王亜新清華大学法学院教授

日本側発表：三木教授

(2) 5月5日午後

討論2 上訴審の請求範囲に関する問題

中国側発表：湯維建中国人民大学教授

日本側発表：松下教授

(3) 5月6日午前

討論3 判決の法的効力に関する問題（遮断効，既判力等）

中国側発表：張衛平清華大学法学院教授

日本側発表：山本教授

(4) 5月6日午後

討論4 送達に関する問題

中国側発表：孫邦清副教授

日本側発表：山本教授

(5) 質疑応答について

(ア) 討論1について

中国側から、必要的共同訴訟において、一方当事者の1人の行為の効果が他に及

ぶ場合といった質問がなされ、三木教授ほかから説明がなされた。

(イ) 討論2について

中国側から、判決理由中の判断を不服として控訴申立てができるかといった質問がなされ、松下教授ほかから説明がなされた。

(ウ) 討論3について

中国側から、判決理由中の判断の拘束力といった質問がなされ、山本教授ほかから説明がなされた。

(エ) 討論4について

中国側から、送達のコストといった質問がなされ、山本教授ほかから説明がなされた。

5 所感

今回は、日中相互の発表による討論形式を初めて行ったものであり、日中の民事訴訟制度の違いが浮かび上がり、中国の現状の問題点も浮かび上がり、中国の民事訴訟法改正に向けて、役に立ったものと思われる。

今回の方法は、中国の民事訴訟法の学者の先生方に中国の状況について発表をしていただき、問題意識を示していただいた上で、全人代常務委員会法制工作委员会民法室から日本側への質問もなされ、議論を深めることができたものと思われる。

6 おわりに

本セミナーは、上記のとおり、中国の民事訴訟法改正に向けて、参加者が熱意をもって取り組み、所期の目的を達成した。

改めて、本セミナーに御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げたい。